明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令（厚生労働三六）　一
〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務四八）　二
○令和三年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働四八）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　七〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　七二
会社その他
会社決算公告　七三

省令

○厚生労働省令第三十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告の義務及び方法） **第十条**　（略） 2　（略） 3　前二項の規定による報告は、調査票に記入し、及び調査員等の質問に答えることにより行うものとする。ただし、調査員等が調査票を取集することが困難であるときは、調査票に記入して厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出することにより行うものとする。	（報告の義務及び方法） **第十条**　（略） 2　（略） 3　前二項の規定による報告は、調査票に記入し及び調査員等の質問に答えることにより行うものとする。
（調査票等の提出） **第十一条**　（略） 2～5　（略） 6　前条第三項ただし書きによる報告が行われた場合は、前五項は適用しない。	（調査票等の提出） **第十一条**　（略） 2～5　（略） （新設）
（事故の時の処置） **第十二条**　市（区）長若しくは福祉事務所を設置する町村の町村長又は都道府県知事は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第一項から第五項までに定める期限までに調査票及び世帯名簿その他の付属書類を提出することができないときは、直ちにその旨を都道府県知事又は厚生労働大臣に報告しなければならない。	（事故の時の処置） **第十二条**　市（区）長若しくは福祉事務所を設置する町村の町村長又は都道府県知事は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条各項に定める期限までに調査票及び世帯名簿その他の付属書類を提出することができないときは、直ちにその旨を都道府県知事又は厚生労働大臣に報告しなければならない。
（結果の公表） **第十三条**　厚生労働大臣は、第十条第三項ただし書き及び第十一条第五項の規定により提出された調査票を審査集計して結果原表を作成し、集計完了後速やかに公表する。	（結果の公表） **第十三条**　厚生労働大臣は、第十一条第五項の規定により提出された調査票を審査集計して結果原表を作成し、集計完了後速やかに公表する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。